

別 添

国 自 安 第 1 2 号

国 自 旅 第 9 3 号

国 自 貨 第 1 5 号

平成 2 4 年 4 月 2 9 日

公益社団法人 日本バス協会会長  
高速ツアーバス連絡協議会会長  
一般社団法人 ハイヤー・タクシー連合会会長  
社団法人 全国個人タクシー協会会長  
公益社団法人 全日本トラック協会会長  
一般社団法人 全国霊柩自動車協会

殿

国土交通省自動車局長

#### ゴールデンウィーク期間中における安全確保の徹底について

4月29日（日）午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において貸切バスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側に衝突し、7名が死亡するという誠に痛ましい事故が発生した（本日午後2時現在）。

輸送等の安全の確保は国土交通行政に課せられた重要な責務の一つであり、ことに多くの国民がバス等の公共交通機関を利用して観光等のため長距離を移動するゴールデンウィーク期間中においては、安全対策に全力を傾注しなければならない。

このため、同種事故の再発防止対策を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

#### 記

1. 現行の運行管理業務の実施状況を確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に、次に掲げる事項を適切に実施すること。
  - (1) 確実な点呼の実施
  - (2) 適切な運行計画の作成及び運行指示
  - (3) 労働時間に関する改善基準告示の遵守等、過労運転の防止
2. 運行に当たっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう乗務員に徹底を図ること。